

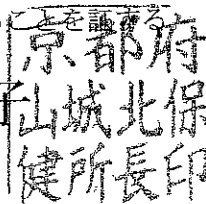
産業廃棄物処分業許可証

住 所 京都府宇治市槇島町吹前21番地

氏 名 株式会社藤田産業
代表取締役 宮脇 真有子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

京都府山城北保健所長 重見 博子



許可の年月日

令和 6 年 12 月 27 日

許可の有効年月日

令和 10 年 2 月 29 日

1. 事業の範囲

・事業の区分

<中間処理業（破碎）>

①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

②がれき類

以上2種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

<中間処理業（溶融）>

①がれき類（アスファルトコンクリート廃材に限る。）

以上1種類（特別管理産業廃棄物、石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

<中間処理業（脱水・造粒固化）>

①汚泥（建設汚泥に限る。）

以上1種類（特別管理産業廃棄物、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。））

施設の種類	破碎施設	溶融施設
施設場所	京都府宇治市槇島町吹前21番地ほか9筆	
設置年月日	平成5年2月22日	平成22年4月14日
処理能力	807.2t/日（8時間）	38.4t/日（8時間）
許可年月日	平成23年12月27日（変更許可）	
許可番号	3山北保環第11号の15（変更許可）	

施設の種類	脱水施設	造粒固化施設
施設場所	京都府宇治市槇島町吹前21番地ほか9筆	
設置年月日	平成31年4月26日	平成31年4月26日
処理能力	200m ³ /日（10時間）	75t/日（10時間）
許可年月日	平成30年6月15日	
許可番号	30山北保環第11号の3	

最新情報 2024年12月27日

産業廃棄物処分業許可

追加で石・間知石等の引き取りが可能になりました。

詳細、問い合わせ等は、当社までご連絡をください。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年3月1日：当初許可

平成10年3月1日：更新許可

平成15年3月1日：更新許可

平成19年4月18日：変更許可（処理方法の追加：溶融）

平成20年4月10日：更新許可

平成22年12月15日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：破砕①）

平成25年3月1日：更新許可

平成30年3月1日：更新許可

令和元年5月20日：変更許可（処理方法の追加：脱水・造粒固化）

令和5年6月7日：更新許可

令和6年12月27日：変更許可（破砕①及び②の限定解除）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・**無**